

小牧市学校給食食物アレルギー対応委員会設置要綱

〔令和7年3月28日〕
6小教学給第1519号

(設置)

第1条 学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資することを踏まえ、小牧市立小中学校（以下「小中学校」という。）の学校給食における食物アレルギー対応について検討するため、小牧市学校給食食物アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 小牧市学校給食食物アレルギー対応基本方針に関すること。
- (2) 小牧市学校給食食物アレルギー対応基本方針にかかる運用諸規定に関すること。
- (3) 前各号のほか、学校給食における食物アレルギー対応に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 愛知県春日井保健所職員
- (3) 小中学校の校長
- (4) 小中学校の教頭
- (5) 小牧市立小学校に勤務する養護教諭
- (6) 小牧市立中学校に勤務する養護教諭
- (7) 学校給食センター及び小中学校に勤務する栄養教諭又は学校栄養職員
- (8) 小牧市消防本部職員

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、学校給食課において処理する

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。